により特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうこととした。（第二条関係）

3　医療情報を含む情報の集合物であって、特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものは、これに含まれる医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうこととした。（第三条関係）

4　主務大臣の認定を受けようとする匿名加工医療情報作成事業を行う者及び認定匿名加工医療情報作成事業者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行おうとする者の欠格事由に係る個人情報の適正な取扱いに関する法律で政令で定めるものは、次のとおりとすることとした。（第四条関係）

㈠　個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）

㈡　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五八号）

㈢　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五九号）

㈣　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）

5　主務大臣が、その職員に、認定匿名加工医療情報作成事業者（外国取扱者に限る。以下5において同じ。）の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合に、当該検査を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者が負担する検査に要する費用は、当該検査のためその職員がその検査に係る事務所その他の事業所（外国にあるものに限る。）の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとすることとした。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定めることとすることとした。（第五条関係）

6　認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供の停止を求めることができる遺族の範囲は、死亡した本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とすることとした。（第六条関係）

7　この政令は、法の施行の日（平成三〇年五月一一日）から施行することとした。

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（厚生労働省）

1　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成一九年法律第一〇四号。以下「法」という。）による厚生年金保険の加入の特例制度の対象となる社会保障協定について、フィリピン協定を追加することとした。（第五〇条関係）

2　障害手当金の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、フィリピン協定に係る相手国期間を追加することとした。（第六一条関係）

3　フィリピン協定に関し、法の規定を適用することにより支給する給付等については、公的年金被保険者であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となるフィリピン協定に係る相手国期間の範囲について定めることとした。（第三二条及び第七四条の二関係）

4　この政令は、フィリピン協定の効力発生の日から施行することとした。

政　令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十二号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行期日は、平成三十年五月十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第一項、第四項及び第五項、第八条第三項第一号イ及びハ(3)（これらの規定を同法第二十九条において準用する場合を含む。）、第十六条第三項（同法第二十九条において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療情報）

第一条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める記述等は、次に掲げるものとする。

一　特定の個人の病歴

二　次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（前号に該当するものを除く。）

イ　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の主務省令で定める心身の機能の障害があること。

ロ　特定の個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ハにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ハにおいて「健康診断等」という。）の結果

ハ　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、特定の個人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。